

板橋区広報・報道連絡員設置要綱

(平成16年7月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、依存型広報(パブリシティー)等複数の広報媒体を有機的に活用し、戦略的かつ効果的な広報活動を行うため、各部局が所管する施策・事務事業等のうち、対外的に発信することが有意であると認められる情報を、迅速かつ的確に広聴広報課に集約することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、各部局に板橋区広報・報道連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

(任命)

第3条 連絡員は区長が任命し、その職には政策経営部においては広聴広報課長、その他の部局においては庶務担当課長をあてる。

(任務)

第4条 連絡員は、所属部局内の課長会その他の機会を活用することにより随時情報の収集に努め、別に定める様式により広聴広報課長あて情報提供を行う。

(情報の種類)

第5条 前条の規定により提供する情報は、次のとおりとする。

- (1) 区民生活に重大な影響を及ぼす施策の変更等の予定情報
- (2) 他の自治体に先駆けて実施しようとする先駆的施策又は特色ある事業で、区及び地域のイメージアップに資すると認められる情報

(提供情報の取扱い)

第6条 提供された情報は、速やかに区長に報告するとともに庁議等において供覧する。
2 広聴広報課長は、提供された情報を精査するとともに、主管課と協議の上、適宜有効な媒体を利用し、その内容を広報するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めがあるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年7月23日から施行する。